

決 議

(平成20年5月22日 於 通常総会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国は戦後最長となる経済成長を実現し、我々産業機械業界の昨年度の受注総額も6兆6,917億円と3年連続で6兆円を超え、過去最高の受注金額に迫る勢いをみせた。

しかし、足元の世界経済は、国際金融市場の混乱、米国経済の減速、資源・エネルギー価格の高騰等を背景に、先行き不透明感が高まっている。また、今後わが国が進む道には、少子高齢化、地球温暖化、新興諸国の追い上げ等の課題が山積している。

わが国が再び成長を加速し、発展していくためには、官民が一丸となってあらゆる政策手段を結集し、課題を克服していくことが必要である。世界に誇るわが国の優れたエネルギー・環境保全技術の分野は、その観点からも、日本経済の新たなけん引役となる大きな可能性を秘めている。

今年7月の主要国首脳会議（洞爺湖サミット）では、地球環境問題が主要議題のひとつとなり、議長国であるわが国の舵取りが、世界各国の環境への取組みや枠組み作りに重要な影響を与えることとなる。世界全体が経済と環境の調和した社会を目指していくためには、わが国企業の有する環境保全・省エネ・新エネ技術・製品の水準を更に高め、「低炭素社会」が実現できることを世界に示すとともに、わが国自身が、環境制約をも成長の糧とする「経済成長モデル」を確立する必要がある。

政府におかれては、わが国の環境関連技術が世界標準となり、経済的価値が益々拡大するよう、長期ビジョンを持った政策運営に取り組みられることを期待する。

我々産業機械業界も、わが国製造業の発展を支える「ものづくり」を一層強固なものとするため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を提供し、わが国産業の国際競争力強化に貢献する必要がある。同時に、地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、「環境にやさしい社会」の実現に向け大きな役割を担っていかなければならない。また、工業会創立60周年となる節目の年を迎えるにあたり、工業会活動をより活発化させ、業界振興を図り、わが国の発展に益々貢献していかなければならない。

よって、当工業会は政策当局に対し、わが国産業の発展と環境保全の推進を両立させながら持続的な経済成長を実現するための諸施策について以下の通り要望するとともに、業界の決意を表明する。

．政策当局への要望

1．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国が地球環境保全の分野で世界をリードし、成長力・競争力を強化していくには、地球環境と経済活動の調和を図りながらわが国製造業の技術力・生産性を更に高めていく必要がある。そのためには、研究開発や設備投資を促進させるべく、産官学の連携や補助金・補助事業、税制優遇措置等を一層充実させること。
- (2) 原材料価格の高騰が製造業に大きな影響を及ぼしていることから、価格安定に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。
- (3) 貿易立国であるわが国が安定した経済成長を持続するには、製造業の人材力の強化が重要である。政府と産業界が協力して、人材供給・人材育成の体制を更に強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。
- (4) 企業経営の効率化・活性化を図る上で阻害要因となる規制の緩和、撤廃を図るとともに、政策的支援を一層充実させること（例：新事業・新技術・新エネの導入支援、廃棄物の有効利用の推進、経済の国際化を踏まえた事業再編基準の見直し、柔軟な雇用制度の導入、等）。
- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。今後もこうした公的負担が現行のままで推移した場合、国際競争力の低下や産業の空洞化、企業価値の縮小等が懸念される。企業活力の活性化の観点から、引き下げを図るべきである。

2．地球温暖化対策、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 京都議定書の目標達成に向け、取り組みが遅れている家庭部門など一般消費者の意識改革や、新エネ・省エネ機器導入促進に向けた制度の充実、省エネ機器供給者へのインセンティブの付与等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- (2) 化学物質排出抑制や資源循環等環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度の構築は、企業負担を軽減させ、環境コスト増大を要因とした生産現場の海外移転等の防止にも繋がる重要な施策であり、より一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品

の生産についてのインセンティブ付与や政府調達優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。

- (3) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 世界各国、とりわけ高成長が続くアジア諸国の経済活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を一層加速させること。また、企業の海外事業活動が益々拡大する中、安定した貿易の推進のため、為替相場の安定化に努めること。
- (2) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現に向け、当該国との協議を進めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。また、原産地証明については、認証輸出者証明制度の導入等、申請企業がニーズに応じて証明方法を選択できるよう、政府間の協議を進めること。

4. 経済発展基盤の整備

- (1) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要であり、環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。
- (2) 原油価格の高騰等エネルギー価格体系の変化がわが国経済に与える影響は非常に大きい。原子力を基幹としたエネルギーの多様化とベストミックス、エネルギー供給途絶に備えた緊急時対応制度の整備等、総合的かつ戦略的な対策を進めること。
- (3) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。

・当業界のなすべき事項（決意）

1．産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 「ものづくり力」の強化、革新的技術・製品の開発により、わが国製造業の競争力の更なる強化に貢献すると共に、付加価値の向上を図る。
- (2) 環境保全・省エネ・新エネ技術・製品の水準向上等、地球環境分野での貢献を含め、新規成長分野の開拓と海外戦略の強化に努める。
- (3) 知的財産の戦略的取得・管理をより一層推進し、海外での特許取得の拡大等の特許戦略の強化に努める。
- (4) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (5) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2．国際協力・国際交流の推進

- (1) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 海外駐在員等を通じて、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3．環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標達成に向け、対応策を着実に実行する。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (4) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。
- (5) 環境装置に関する更なる新技術及び装置の開発・普及を促進するため、国内外での展示会、フォーラム等各種事業に参画する。

4．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識を更に向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。